

府中市下水道事業経営戦略改定業務

仕 様 書

令和6年4月
府中市下水道課

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、府中市下水道事業管理者の権限を行う府中市長（以下「発注者」という。）が発注する府中市下水道事業経営戦略改定業務（以下「本業務」という。）について適用する。

(業務の目的)

第2条 本業務では、府中市公共下水道事業のさらなる経営健全化に向け、府中市公共下水道事業経営戦略の改定を目的とする。

発注者は、令和2年3月に府中市公共下水道事業経営戦略（令和2年度から令和11年度）を策定しており、本業務は現状把握、分析及び将来予測等を基に限られた財源の中で健全な経営を持続するための優先順位設定等を行い、既存の経営戦略を改定するものである。

(業務対象事業)

第3条 本業務の対象事業及び経営戦略の計画期間は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 対 象 事 業 公共下水道、特定環境保全公共下水道
- (2) 地方公営企業法の適用状況 適用済
- (3) 計 画 期 間 令和7年度から令和16年度（10年間）

(業務の概要)

第4条 本業務は、次の各号に掲げるものとする。なお、質の高い経営戦略に改定するため、総務省でとりまとめた「経営戦略策定・改定ガイドライン」及び「経営戦略策定・改定マニュアル」の最新版に準拠することを原則とする。また、「経営戦略の策定に関するQ&A」も参考として活用すること。さらに、社会資本整備総合交付金等の交付要件を満たす経営戦略にすることとする。

- (1) 基礎調査
- (2) 現状と課題の把握
- (3) 経営の基本方針検討と目標設定
- (4) 将来施策の整理（投資計画）
- (5) 経営基盤強化に関する検討
- (6) 料金その他収入に関する検討
- (7) 財政計画の策定（経営シミュレーション）
- (8) 経費回収率向上に向けたロードマップの検討

- (9) 報告書の作成
- (10) 関係者等説明用資料作成
- (11) 議会説明会
- (12) 打ち合わせ等
- (13) 経営戦略の改定
- (14) 前各号に掲げるもののほか、必要に応じてその都度発注者と協議すること

(履行期間)

第5条 本業務の履行期間は、契約締結の翌日から令和7年3月31日までとする。

(関係法令、規則等)

第6条 本業務の受注者は、本業務を実施するにあたり業務委託契約書及び本仕様書によるほか、関係法令等に基づいて行うものとする。

- (1) 地方公営企業法（昭和27年8月1日法律第292号）
- (2) 地方公営企業法施行令（昭和27年9月3日政令第403号）
- (3) 地方公営企業法施行規則（昭和27年9月29日総理府令第73号）
- (4) 地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）
- (6) 地方自治法施行規程（昭和22年5月3日政令第19号）
- (7) 地方自治法施行規則（昭和22年5月3日内務省令第29号）
- (8) 下水道法（昭和33年4月24日法律第79号）
- (9) 下水道法施行令（昭和34年4月22日政令第147号）
- (10) 下水道法施行規則（昭和42年12月19日建設省令第37号）
- (11) 地方公営企業繰出基準
- (12) その他の関係法令、規程、規則等

(業務責任者)

第7条 受注者は、委託業務従事者の中から委託業務について一切の管理をつかさどる業務責任者を指定し、発注者に届け出ることとする。

(提出書類)

第8条 受注者は、本業務を実施するにあたり、次の各号に掲げる書類を発注者に提出し、発注者の了承を得るものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 工程表

- (3) 業務実施計画書（体制表、従事者名簿含む。）
- (4) 完了届
- (5) その他発注者が指示する書類

（再委託）

第9条 受注者は、本業務の全部又は主たる部分を再委託することはできない。ただし、事前に再委託の範囲及び再委託先を発注者に提示して承認を得た場合はこの限りではない。再委託の範囲は受注者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受注者の責任において解決する。

（疑義の解釈）

第10条 本業務の実施にあたり本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度発注者と受注者が協議し、発注者の指示に従うものとする。

（契約変更）

第11条 本業務において、本仕様書の内容に変更が生じた場合は、直ちに受注者は発注者に報告し、変更契約を行うものとする。

（瑕疵等）

第12条 受注者は、本業務完了後といえども、受注者の瑕疵等に起因する不良個所が発見された場合は、速やかに発注者が必要と認める修正その他必要な作業を受注者の負担において行うものとする。

（その他特記事項）

第13条 受注者は、本業務の内容を十分に把握し、本業務を遂行するものとする。

第2章 業務内容

（基礎調査）

第14条 本業務を遂行するにあたり、業務方針や工程等を整理し、担当職員に確認する。また、上位計画や関連計画、各種実施事業の内容、施設整備状況、施設の維持管理状況、下水道経営状況、広報活動状況等経営戦略改定に必要な資料を収集し整理する。

(現状と課題の把握)

第15条 総務省公表の「経営比較分析表」等を活用し、下水道事業の状況を把握するとともに、経営上の課題を整理する。

(経営の基本方針検討と目標設定)

第16条 抽出した課題に対する解決の方向性を検討し、今後の下水道経営の基本方針を明らかにする。また、下水道の将来像について、施設整備、維持管理、下水道財政、下水道経営の視点で目標を設定する。基本方針及び目標設定は受注者が案を提示し、発注者が決定する。

(将来施策の整理(投資計画))

第17条 既存の計画等を整理し施設整備、改築に係る投資計画を作成するとともに、投資計画に基づく将来の維持管理費等について算定し、将来の支出を予測する。その場合、物価上昇等を反映した維持管理費、委託費、動力費等の上昇傾向を的確に反映させるものとする。さらに、減価償却率や耐用年数等に基づく施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費用も的確に反映させるものとする。

(経営基盤強化に関する検討)

第18条 下水道の経営基盤を強化し、健全な経営を行っていくために今後取り組むべき課題を整理し、対応の方向性を検証する。対応の方向性は受注者が案を提示し、発注者が決定する。

(料金その他収入に関する検討)

第19条 今後の人口減少等を加味した上で、これまでの下水道整備や水洗化状況の推移を考慮し、将来の使用料収入を予測し、下水道使用料改定の必要性に関する検証を行う。

(財政計画の策定(経営シミュレーション))

第20条 投資計画及び収入に関する検証結果を踏まえて、経営シミュレーションを実施し、財政計画を策定する。

(経費回収率向上に向けたロードマップの検討)

第21条 経費回収率向上に向けた収支構造の適正化に係る具体的取り組み及び実施予定時期を検討し、次の各号に掲げるものを関連事項として記載する。

(1) 経営健全化に関する定量的な業績指標及び目標年限

- (2) 収入増加・支出削減のための具体的取り組み及び実施時期
- (3) 収支構造の改善の要否等について、少なくとも5年に1度の頻度で、定期的な検証・見直しを行う旨

(報告書の作成)

第22条 上記の検討及び検証内容を報告書として取りまとめる。

(関係者等説明用資料作成)

第23条 市内部、議会等への説明資料(概要版、パワーポイント資料等)の作成を行う。また、住民が理解し易い住民公開資料を作成すること。

(議会説明会)

第24条 議会説明会に、説明員として参加する。

(打ち合わせ等)

第25条 本業務を円滑に進捗させるため、発注者と受注者で密に打ち合わせを行い、打ち合わせ結果については受注者が議事録を作成し、発注者の承認を得るものとする。また、必要に応じて関係部局との協議等、発注者が指示する協議に参加する。

(経営戦略の改定)

第26条 上記の検討及び検証結果を取りまとめて「経営戦略(案)」を策定し、住民及び議会への説明を経て経営戦略を改定する。経営戦略は総務省で取りまとめた「経営戦略策定・改定マニュアル」最新版のひな型様式を使用する。

第3章 成果品

(成果品)

第27条 本業務の成果品は次の各号に掲げるものとし、その成果品を作成・納品する。

- (1) 業務報告書(A4版製本)・・・1部
- (2) 経営戦略完成版(A4版製本)・・・7部
- (3) 経営戦略概要版(A4版製本)・・・7部
- (4) 関係者及び議会説明用資料

- (5) 住民公開資料
- (6) 打ち合わせ議事録
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて作成した資料
- (8) (1)～(7)に係る電子データ(CD-R)

(成果品の帰属)

第28条 本業務に係るデータ等の成果品の帰属は、本業務のデータ等の引き渡しをもって、受注者から発注者に移転するものとする。また、受注者は発注者の承認を受けずに成果品を複製し、他に公表又は貸与してはならない。